

特 集

# 相続税の改正

（平成27年1月1日より適用開始）

府中支部 市橋正造

新聞記事のほか、金融機関、ハウスメーカー等の広告でも目にすることが多くなった相続税の大幅な改正が、平成27年に控えている。本稿では、相続税・贈与税の改正内容の解説と、業務を行う上での留意点についてふれることとする。

## 1. 相続税の概要

相続税は、相続又は遺贈（死因贈与を含む）により財産を取得した場合に、その取得した財産の価格を課税標準として課税されるものである。

具体的には、下記の②で計算した課税遺産の総額をもとに相続税が計算される。

### ①取得した財産の課税価格

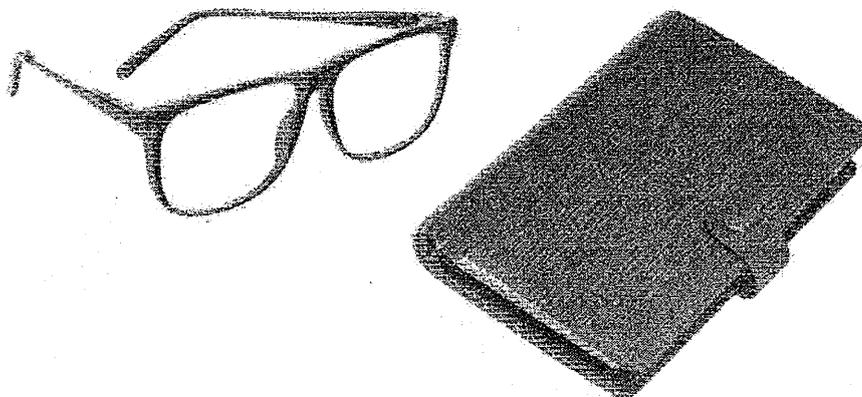
=相続財産+みなし相続財産-非課税財産-債務・葬式費用  
+相続開始前3年以内の贈与財産（3年以内の生前贈与）

### ②課税遺産の総額

=取得した財産の課税価格(①)-遺産に係る基礎控除額\*

※遺産に係る基礎控除額=5,000万円+1,000万円×法定相続人の数（現行）

この現行の基礎控除額の高さもあり、日本で毎年発生する相続のうち4%程度にのみ相続税がかかる、と言われていた。この基礎控除額が「6掛け」で縮小することにより、この割合が6%程度になると見込まれるようである。例えば、夫が亡くなり、配偶者と子が2人のケースでは、基礎控除額は、現行では8,000万円であるが、改正後は4,800万円となり、相続税の課税価格が4,800万円を超えると相続税の申告が必要となる。大都市圏では、いわゆる「資産家」ではなくとも、戸建住宅を持っているだけで相続税の申告が必要になるケースもあるとされている。





## 2. 相続税の改正内容

それでは、具体的に相続税の改正項目を順に説明する。

### ①基礎控除額の引き下げ

大きな改正点として上記で触れたように、基礎控除額の改正がある。

(現行)

遺産に係る基礎控除額＝

5,000万円+1,000万円×法定相続人の数

↓

(改正後)

遺産に係る基礎控除額＝

3,000万円+600万円×法定相続人の数

### ②税率構造の見直し

下記のとおり税率区分が増え、最高税率も55%となる。

相続税の税率表(現行)

基礎控除後の課税価格	税率	控除額
1,000万円以下	10%	—
3,000万円以下	15%	50万円
5,000万円以下	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円
3億円以下	40%	1,700万円
3億円超	50%	4,700万円



相続税の税率表(改正後)

基礎控除後の課税価格	税率	控除額
1,000万円以下	10%	—
3,000万円以下	15%	50万円
5,000万円以下	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円
2億円以下	40%	1,700万円
3億円以下	45%	2,700万円
6億円以下	50%	4,200万円
6億円超	55%	7,200万円

上記①「基礎控除額の引き下げ」②「税率構造の見直し」はともに増税方向だが、下記③④の改正で緩和を図っている。

### ③未成年者控除、障害者控除の見直し

未成年者控除、障害者控除は、ともに税額控除であり、下記の金額が税額控除される。

	現行	改正後
未成年者控除	6万円×20歳に達するまでの年数	10万円×20歳に達するまでの年数
障害者控除	6万円 (特別障害者 12万円) × 85歳に 達するまでの 年数	10万円 (特別障害者 20万円) × 85歳に 達するまでの 年数

### ④小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例(小規模宅地等の特例)の見直し

小規模宅地等の特例とは、個人が、相続又は遺贈により取得した財産のうち、その相続の開始の直前において被相続人等の事業の用に供されていた宅地等又は被相続人等の居住の用に供されていた宅地等のうち、一定の選択をしたもので限度面積までの部分については、相続税の課税価格に算入すべき価額の計算上、一定の割合を減額するものである。

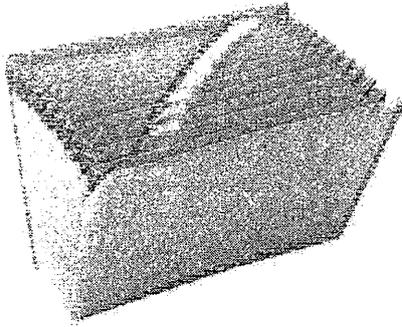
少し分かりづらいが、被相続人の事業用や居住用に供されていた土地は、一定の要件のもとに評価額を50%減額したり、80%減額したりすることができる特例である。この制度が、下記のとおり見直された。

#### <居住用宅地の適用対象面積の見直し>

居住用宅地の適用対象面積の上限を330㎡(現行240㎡)に拡大

#### <居住用宅地と事業用宅地を併用する場合の限度面積の拡大>

現行、限定的に併用が認められている居住用宅地と事業用宅地について、完全併用(それぞれの限度面積(居住用:330㎡、事業用:400㎡))に適用が拡大される(貸付用を除く)。



### <居住用宅地の適用要件の緩和・柔軟化>

現行では明文化されていなかった点だが、次のとおり取り扱いが明確になる。

○二世帯住宅については、内部で行き来ができるか否かにかかわらず、同居しているものとして、特例の適用ができるようになる。

○老人ホームに入所したことにより被相続人が居住しなくなった家屋の敷地については、以下の要件の下で、相続の開始の直前において被相続人が居住していたものとして、特例の適用ができるようになる。

- ・被相続人に介護が必要なため入所したものであること。
- ・貸付けなどの用途に供されていないこと。

※上記「居住用宅地の適用要件の緩和・柔軟化」については、平成26年1月1日以後の相続・遺贈について適用される。

## 3. 贈与税の概要

「個人」から「個人」に対する贈与の受贈者に対して課税される税金である。相続税の補完税としての役割がある。具体的には、下記の基礎控除後の課税価額に税率を乗じて税額を算出する。

課税価格－基礎控除額(110万円※)＝基礎控除後の課税価額

※暦年で110万円の基礎控除がある。

## 4. 贈与税の改正内容

### ①税率構造の見直し

税率構造が2パターンとなり、さらに税率区分が増え、最高税率も55%となる。

#### (1) 通常の贈与税の税率表

(現行)

基礎控除後の課税価格	税率	控除額
200万円以下	10%	—
300万円以下	15%	10万円
400万円以下	20%	25万円
600万円以下	30%	65万円
1,000万円以下	40%	125万円
1,000万円超	50%	225万円



(改正後)

基礎控除後の課税価格	税率	控除額
200万円以下	10%	—
300万円以下	15%	10万円
400万円以下	20%	25万円
600万円以下	30%	65万円
1,000万円以下	40%	125万円
1,500万円以下	45%	175万円
3,000万円以下	50%	250万円
3,000万円超	55%	400万円

(2) 20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた財産に係る贈与税の税率表

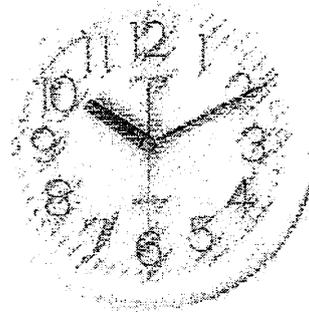
(現行)

基礎控除後の課税価格	税率	控除額
200万円以下	10%	—
300万円以下	15%	10万円
400万円以下	20%	25万円
600万円以下	30%	65万円
1,000万円以下	40%	125万円
1,000万円超	50%	225万円



(改正後)

基礎控除後の課税価格	税率	控除額
200万円以下	10%	—
400万円以下	15%	25万円
600万円以下	20%	30万円
1,000万円以下	30%	90万円
1,500万円以下	40%	190万円
3,000万円以下	45%	265万円
4,500万円以下	50%	415万円
4,500万円超	55%	640万円



②教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

祖父母が孫に教育資金を贈与する際の非課税措置が、期間限定で設けられた。

<概要>

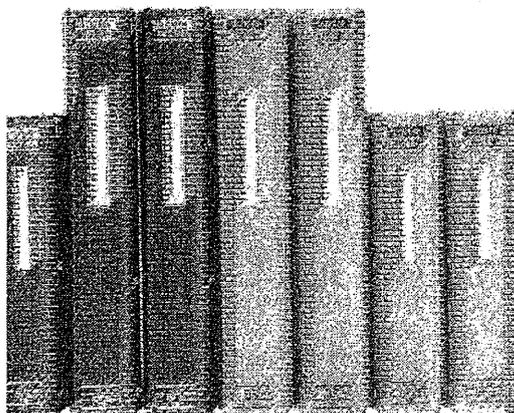
受贈者(30歳未満の者に限る)の教育資金に充てるためにその直系尊属が金銭等を拠出し、金融機関(信託会社(信託銀行を含む)、銀行等及び金融商品取引業者(第一種金融商品取引業を行う者に限る)をいう)に信託等をした場合には、信託受益権の価額又は拠出された金銭等の額のうち受贈者1人につき1,500万円(学校等以外の者に支払われる金銭については、500万円を限度とする)までの金額に相当する部分の価額については、平成25年4月1日から平成27年12月31日までの間に拠出されるものに限り、贈与税が課されない。

(注)教育資金とは、文部科学大臣が定める次の金銭をいう。

- ・ 学校等に支払われる入学金その他の金銭
- ・ 学校等以外の者に支払われる金銭のうち一定のもの

<申告>

受贈者は、本特例の適用を受けようとする旨等を記載した教育資金非課税申告書を、金融機関を経由し、受贈者の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。



### <払出しの確認等>

受贈者は、払い出した金銭を教育資金の支払に充当したことを証する書類を金融機関に提出し、金融機関は、提出された書類により払い出された金銭が教育資金に充当されたことを確認し、その確認した金額を記録するとともに、当該書類及び記録を受贈者が30歳に達した日の翌年3月15日後6年を経過する日まで保存しなければならない。

### <終了時>

#### ○受贈者が30歳に達した場合

非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額については、受贈者が30歳に達した日に贈与があったものとして贈与税を課税する。これは、金融機関が、調書を受贈者の納税地の所轄税務署長に提出することによって確認される。

#### ○受贈者が死亡した場合

非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額については、贈与税を課されない。

### ☆実務上のポイント

- 最大1,500万円まで可、相続税の課税価格に加算される「相続開始前3年以内の贈与財産」にあたらないため、相続税対策としても活用されている。
- 平成25年4月1日～平成27年12月31日の間に贈与されたものに限る(期間限定措置)
- 受贈者が30歳に達するまでに、教育資金として使いきれなかった場合は、30歳に達した時点で贈与税が課税される。

## 5. 相続時精算課税の改正

相続時精算課税制度の対象者の見直しが行われた。具体的には下記のとおりである。

### (現行)

受贈者	贈与者
20歳以上の推定相続人	65歳以上の者



### (改正後)

受贈者	贈与者
20歳以上の推定相続人及び孫	60歳以上の者

## 6. その他

事業承継税制の改正も行われるが、紙面の都合上、本稿では省略させていただく。

## 7. 改正後、司法書士としての 実務上の留意点

①前述の小規模宅地等の特例の適用面積拡大により、実際には相続税がかからないケースであっても、この小規模宅地等の特例適用を受けるためには、相続税の申告が必要であることを覚えておきたい(申告してはじめて相続税がからなくなる。その他「配偶者の税額軽減の特例」の適用を受けるためにも申告が必要である)。

これにより、改正後は、税額は出なくとも申告の必要があるケースも増えてくると予想されるので、相続の登記の依頼者に、単純に「相続税はかからないので申告不要」とは伝えてはいけない点にも留意する必要がある。特例の適用を受ける依頼者には「相続税はかからないが、特例の適用を受ける為に相続税の申告をする必要がある」旨伝えていく必要がある。

※従来どおり、課税価格が基礎控除額を超えない場合については、原則として相続税の申告をする必要はない。

②相続税の申告においては、相続税評価額の計算は、財産評価基本通達等に基づく相続税評価額で計算をする必要があり、建物は固定資産評価額をそのまま利用するが、土地においては、東京近郊では路線価評価額を利用するケースが多い等、非常に複雑なケースもあり、自己判断はリスクがともなう。早めに税理士等と連携して、意見を求めることも必要となってくる。

③相続税の申告においては、遺産分割協議により遺産が分割された場合は、遺産分割協議書の添付が必要となる。相続の登記において、相続税の申告が必要のないケースでは、登記用の「不動産のみ」の遺産分割協議書を作成するケースも多いと思われるが、今後は、相続税の申告書に添付することになる可能性もあることを意識したうえで遺産分割協議書を作成する必要があるだろう。もちろん、不動産のみの協議書を作成し、その他の財産・債務については、別途協議書を作成することも可能であるが、このあたりも早めに税理士等と連携しながら、協議書の作成にあたることをお勧めする。

